
プロジェクト リスク分担型 DB の会計処理

項目 第 74 回専門委員会及び第 326 回企業会計基準委員会で聞かれた意見等

本資料の目的

1. 本資料は、第 74 回退職給付専門委員会（2015 年 12 月 18 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び第 326 回企業会計基準委員会（2015 年 12 月 25 日開催）における、参考人（厚生労働省）への質問と、専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見をまとめたものである。なお、今回の基準開発に関連する部分は審議事項(1)-2 に織り込んでいる。

リスク分担型 DB に対する参考人への質問

2. 参考人（厚生労働省）より、リスク分担型 DB（以下「本制度」という。）に関して想定している制度の概要が説明され、制度の概要について、主に以下の質問が聞かれた。

（第 74 回専門委員会で聞かれた質問）

リスク対応掛金の計算方法に関する質問

- (1) リスク対応掛金は、20 年程度に 1 度の損失を想定した「財政悪化時に想定される積立不足」の水準を踏まえて算定されるが、この中に昇給率等の基礎率の変更による影響を含めることは現実的には困難ではないか。
- (2) 「財政悪化時に想定される積立不足」の計算方法は明確に決まっていないように思われるが、複数の計算方法が考えられるのか。
- (3) 既存の確定給付企業年金制度において、リスク対応掛金のみを新たに導入することは可能か。

リスク分担型 DB に関する質問

- (4) リスク対応掛金の見直しの要否
 - 本制度の場合、制度の開始時にリスク対応掛金を決めたら、財政再計算時にもリスク対応掛金及び標準掛金を見直さないという理解でよいか。また、財政再計算時に特別掛金が生じないという理解でよいか。
 - 本制度の場合は、リスク対応掛金も含めた掛金の総額は、基本的に将来にわたって見直されないとのことだが、時間の経過とともに人員構成や、退職率、

昇給率などの基礎率が変更した場合でも見直しを行わないことが現実的に可能か。

- 本制度の場合に、仮に想定している20年程度に1度の損失が制度の開始直後に発生したとしても、リスク対応掛金の見直しは行われたいという理解でよいか。このような場合に、将来のリスク・バッファーのために、リスク対応掛金を新たに拠出する必要はないか。

(5) 企業による追加拠出の有無

- 通常の確定給付企業年金制度では、非継続基準に従って、制度が終了した場合に十分な積立があるかどうかの検証を決算毎に行い、不十分な場合は追加で掛金を拠出する仕組みがあるが、本制度の場合においては、同様の検証を行うか。また、積立金が不十分な場合に、企業が追加で掛金を拠出することはないか。
- 制度が終了した時点において、年金資産を分配するために個人別の持分等は決まっているか。また、その場合、企業に追加の掛金拠出が要求されることがあるか。
- 複数事業主でこの制度を実施することも可能であると考えますが、その場合、ある事業主が脱退した場合でも、複数事業主制度に残った事業主に対して追加の掛金負担は発生しないという理解でよいか。

(6) その他

- 本制度の場合、労使の合意を経てリスク対応掛金を変更する場合、変更を行うおとする掛金の拠出期間は5年未満であってはならないとされているため、5年以上の拠出期間の掛金を変更する必要があるという理解でよいか。
- 調整率による調整が複数年度で平滑化して行われる場合、特定の時点において積立不足が生じる場合もあるということか。
- 本制度の制度設計にあたって、諸外国における同様の制度を参考にしたのか。
- 本制度において、積立不足によって、従業員への給付額が減少する可能性があるため、例えば運用委員会のような機関を設立して、積立金の運用に従業員側が関わることを想定しているか。
- 本制度への移行にあたって、例えば、一部の従業員のみを本制度へ移行させることも認められるか。

(第 326 回企業会計基準委員会で聞かれた質問)

リスク対応掛金の計算方法に関する質問

- (7) リスク対応掛金の算定にあたり、「財政悪化時に想定される積立不足」の測定は、年金資産の運用の悪化だけではなく、将来の平均寿命の伸びによる給付の増加や、給与額の伸びが想定よりも低いことによる掛金収入の減少などの可能性も考慮に入れるのか。
- (8) リスク対応掛金の拠出期間を最大 20 年としている理由は何か。また、各年度の拠出額について、均等拠出、弾力拠出、定率拠出の 3 つのパターンを可能とした背景は何か。

リスク分担型 DB に関する質問

- (9) リスク対応掛金の見直しの要否
- 会計上の確定拠出制度は「一定の掛金」を要件にしていると考えている。この点に関連して、本制度のリスク対応掛金の額は、財政再計算の実施等の節目ごとに変わるのか、それとも制度の開始時に設定されたものは変わらないのか。
 - 本制度のリスク対応掛金は、一旦拠出したものは企業に返還されないとの理解で良いか。
- (10) 企業による追加拠出の有無
- 本制度において積立金を上回る給付が発生した場合、企業は掛金以外にも追加的な拠出をしなければならないのではないか。また、このようなケースはどの程度の頻度で起こると考えているのか。
- (11) その他
- 本制度と通常の確定給付企業年金制度を同時に実施するための要件とはどのようなものか。例えば、本制度と通常の確定給付企業年金制度の年金資産を一体として運営することを認めず、区分するということか。
 - 本制度において「財政悪化時に想定される積立不足」のために積み立てられ

た財産が残った状態で制度が解散される場合、この財産は加入者に分配されるのか。

- 本制度を導入した企業が倒産手続に入った場合、未拋出となったリスク対応掛金はどのような扱いとなるのか。例えば、給与や債権のように高い優先順位で保護されるのか。

本制度の退職給付会計基準上の分類等に関する分析について聞かれた意見

3. 事務局から、本制度の退職給付会計基準上の分類等に関する分析について説明がなされ、主に以下の意見が聞かれた。

(第74回専門委員会で聞かれた意見)

退職給付会計基準上の分類

- (1) 本制度を仮に会計上は確定給付制度に分類するのであれば、調整率が基礎率の1つとして数理計算に含まれるため、その取扱いを検討する必要がある。
- (2) 本制度を仮に会計上は確定拋出制度に分類する場合、将来、変更可能性のある掛金の支払額をそのまま要拋出額として費用処理することが適切かどうかという点を確認する必要がある。

退職給付制度間の移行等

- (3) 退職給付制度間の移行等に関する取扱いは、企業にとって関心の高い事項であり、設例等も用いて具体的に示していただきたい。
- (4) 本制度の退職給付会計基準上の分類が決まれば、退職給付制度間の移行等に関する取扱いも決まるのではないか。

開示

- (5) 現行の会計基準等に基づいて、本制度を仮に会計上は確定拋出制度に分類するのであれば、確定拋出制度に関する現行の開示要求とは異なる内容を実務対応報告で要求することには反対である。仮に追加の開示を要求するのであれば、実務対応報告で定めるのではなく、会計基準等で定めるべきである。
- (6) 確定拋出制度の概要の開示については、財務諸表等規則で定められている。そのため、本制度を仮に会計上は確定拋出制度に分類した場合、追加の開示は必要ではない可能性がある。

今後のスケジュール

- (7) 2016年3月末を目途に一定の方向性を示すことを目指して検討すると記載さ

れているが、具体的にどのような内容を示すことを想定しているのかを明らかにしていただきたい。

- (8) 今後、政省令案がいつ頃確定するのか、また、確定した政省令案に基づいて会計上の取扱いを検討すべきなのかを確認したい。

その他

- (9) 日本の退職給付制度では、退職金制度と年金制度間で調整を行うケースが多く、退職金制度の一部分のみ、本制度に移行した場合の処理についても整理が必要と考える。この場合には、全体の給付額が変わらない中で年金資産を保有することとなり、退職給付信託に類似した扱いとすることも可能ではないかと考える。

(第 326 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

退職給付会計基準上の分類

- (10) 会計上の確定拠出制度は「一定の掛金」を要件としていると捉えている。また、「一定の掛金」と、開示が要求されている「費用処理した要拠出額」は、関連があるかもしれない。このため、企業の追加的な拠出義務の有無だけでなく、「一定の掛金」も論点として取り上げる必要があるかどうか、検討をお願いしたい。

以 上